（別記様式10）

誓　　約　　書

平成　年　月　日

農林水産大臣　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　会社名・代表者名　　印

　当社は、本関税割当により輸入したでん粉等を糖化用（でん粉糖（デキストリン（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第3505.10号２項に掲げるものに限る。）を除く。）の製造に使用するものをいう。）及び化工でん粉用（デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造に使用するものをいう。）の用途には使用しません。

　また、農林水産省が事後確認調査等を行う場合は協力いたします。